

鳥取県告示第463号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月26日

鳥取県東部総合事務所長 齋藤明彦

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 こうほうえん	訪問介護事業所鳥取 市北デイサービスセ ンター（ホームヘル プサービスセンター）	鳥取市秋里1181	平成24年6月 13日	平成24年7月 1日	介護予防訪問介 護